

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
9月25日
(金曜日)

目次

- 規則
建設業法施行細則の一部を改正する規則(監理課).....
- 告示
特定計量器の定期検査の実施(計量検定所).....
- 公告
契約の締結(情報企画課).....
- 一般競争入札の実施(物品管理課).....

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第三十八号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則(昭和三十四年山口県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(提出すべき書類の部数)

第二条 知事に提出すべき次に掲げる書類の部数は、正本一通及び写し一通とする。

一 法第五条(法第十七条において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき

許可申請書及びその添付書類

- 二 法第十一条(法第十七条において準用する場合を含む。)又は省令第七条の二若しくは省令第八条の規定により提出すべき届出書及びその添付書類
 - 三 省令第十三条の二第一項から第三項までの規定により提出すべき認可申請書及びその添付書類並びに同条第九項の規定により提出すべき書類
 - 四 省令第十三条の三第一項の規定により提出すべき認可申請書及びその添付書類並びに同条第七項の規定により提出すべき書類
- 第三条中「所在地」の下に「(法第十七条の二第一項から第三項までの規定により認可を受けて建設業者としての地位を承継しようとする場合に於ては、当該地位を承継する者の主たる営業所の所在地)」を加える。

附則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。

山口県告示第三百四十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第二項の規定により、計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和二年九月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域	宇部市				
二 検査の期日、場所等					
期	日	時	間	場	所
令和二、一一、九	〃	〃	〃	午前一〇時から正午まで	宇部市新川ふれあいセンター
〃	〃	〃	〃	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	宇部市隣保館上宇部会館
〃	〃	〃	〃	午前一〇時から正午まで	宇部市恩田ふれあいセンター
〃	〃	〃	〃	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	宇部市東岐波ふれあいセンター
〃	一一	〃	〃	午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	宇部市西岐波ふれあいセンター

四	指定定期検査機関の名称 一般社団法人山口県計量協会	二〇	午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時三〇分まで	宇部市勤労青少年会館
三	所在地における定期検査の期間 令和二年十月五日から同年十二月二十二日まで	一八	午前一〇時から午前一一時三〇分まで	宇部市岬ふれあいセンター
		一九	午後一時から午後三時まで	宇部市琴芝ふれあいセンター
		二〇	午前一時から午前二時三〇分まで	宇部市吉部ふれあいセンター
		二一	午後一時から正午まで	宇部市万倉ふれあいセンター
		二二	午後一時三〇分から午後三時まで	宇部市北部総合支所
		二三	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	宇部市厚東ふれあいセンター
		二四	午後三時から午後三時三〇分まで	宇部市原ふれあいセンター
		二五	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	宇部市隣保館厚南会館
		二六	午前九時三〇分から正午まで	宇部市中央卸売市場
		二七	午後一時三〇分から午後三時まで	宇部市藤山ふれあいセンター
		二八	午前八時三〇分から午前一〇時三〇分まで	宇部市地方卸売市場
		二九	午前一時から正午まで及び午後一時から午後二時三〇分まで	宇部市鶴の島ふれあいセンター
		三〇	午前一時から午前一一時三〇分まで	宇部市岬ふれあいセンター
		三一	午後一時から午後三時まで	宇部市琴芝ふれあいセンター
		三二	午前一時から午前二時三〇分まで	宇部市吉部ふれあいセンター
		三三	午後一時から正午まで	宇部市万倉ふれあいセンター
		三四	午後一時三〇分から午後三時まで	宇部市北部総合支所
		三五	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	宇部市厚東ふれあいセンター
		三六	午後三時から午後三時三〇分まで	宇部市原ふれあいセンター
		三七	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	宇部市隣保館厚南会館
		三八	午前九時三〇分から正午まで	宇部市中央卸売市場
		三九	午後一時三〇分から午後三時まで	宇部市藤山ふれあいセンター
		四〇	午前八時三〇分から午前一〇時三〇分まで	宇部市地方卸売市場
		四一	午前一時から正午まで及び午後一時から午後二時三〇分まで	宇部市鶴の島ふれあいセンター
		四二	午前一時から午前一一時三〇分まで	宇部市岬ふれあいセンター
		四三	午後一時から午後三時まで	宇部市琴芝ふれあいセンター
		四四	午前一時から午前二時三〇分まで	宇部市吉部ふれあいセンター
		四五	午後一時から正午まで	宇部市万倉ふれあいセンター
		四六	午後一時三〇分から午後三時まで	宇部市北部総合支所
		四七	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	宇部市厚東ふれあいセンター
		四八	午後三時から午後三時三〇分まで	宇部市原ふれあいセンター
		四九	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	宇部市隣保館厚南会館
		五〇	午前九時三〇分から正午まで	宇部市中央卸売市場
		五一	午後一時三〇分から午後三時まで	宇部市藤山ふれあいセンター
		五二	午前八時三〇分から午前一〇時三〇分まで	宇部市地方卸売市場
		五三	午前一時から正午まで及び午後一時から午後二時三〇分まで	宇部市鶴の島ふれあいセンター
		五四	午前一時から午前一一時三〇分まで	宇部市岬ふれあいセンター
		五五	午後一時から午後三時まで	宇部市琴芝ふれあいセンター
		五六	午前一時から午前二時三〇分まで	宇部市吉部ふれあいセンター
		五七	午後一時から正午まで	宇部市万倉ふれあいセンター
		五八	午後一時三〇分から午後三時まで	宇部市北部総合支所
		五九	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	宇部市厚東ふれあいセンター
		六〇	午後三時から午後三時三〇分まで	宇部市原ふれあいセンター
		六一	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	宇部市隣保館厚南会館
		六二	午前九時三〇分から正午まで	宇部市中央卸売市場
		六三	午後一時三〇分から午後三時まで	宇部市藤山ふれあいセンター
		六四	午前八時三〇分から午前一〇時三〇分まで	宇部市地方卸売市場
		六五	午前一時から正午まで及び午後一時から午後二時三〇分まで	宇部市鶴の島ふれあいセンター
		六六	午前一時から午前一一時三〇分まで	宇部市岬ふれあいセンター
		六七	午後一時から午後三時まで	宇部市琴芝ふれあいセンター
		六八	午前一時から午前二時三〇分まで	宇部市吉部ふれあいセンター
		六九	午後一時から正午まで	宇部市万倉ふれあいセンター
		七〇	午後一時三〇分から午後三時まで	宇部市北部総合支所
		七一	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	宇部市厚東ふれあいセンター
		七二	午後三時から午後三時三〇分まで	宇部市原ふれあいセンター
		七三	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	宇部市隣保館厚南会館
		七四	午前九時三〇分から正午まで	宇部市中央卸売市場
		七五	午後一時三〇分から午後三時まで	宇部市藤山ふれあいセンター
		七六	午前八時三〇分から午前一〇時三〇分まで	宇部市地方卸売市場
		七七	午前一時から正午まで及び午後一時から午後二時三〇分まで	宇部市鶴の島ふれあいセンター
		七八	午前一時から午前一一時三〇分まで	宇部市岬ふれあいセンター
		七九	午後一時から午後三時まで	宇部市琴芝ふれあいセンター
		八〇	午前一時から午前二時三〇分まで	宇部市吉部ふれあいセンター
		八一	午後一時から正午まで	宇部市万倉ふれあいセンター
		八二	午後一時三〇分から午後三時まで	宇部市北部総合支所
		八三	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	宇部市厚東ふれあいセンター
		八四	午後三時から午後三時三〇分まで	宇部市原ふれあいセンター
		八五	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	宇部市隣保館厚南会館
		八六	午前九時三〇分から正午まで	宇部市中央卸売市場
		八七	午後一時三〇分から午後三時まで	宇部市藤山ふれあいセンター
		八八	午前八時三〇分から午前一〇時三〇分まで	宇部市地方卸売市場
		八九	午前一時から正午まで及び午後一時から午後二時三〇分まで	宇部市鶴の島ふれあいセンター
		九〇	午前一時から午前一一時三〇分まで	宇部市岬ふれあいセンター
		九一	午後一時から午後三時まで	宇部市琴芝ふれあいセンター
		九二	午前一時から午前二時三〇分まで	宇部市吉部ふれあいセンター
		九三	午後一時から正午まで	宇部市万倉ふれあいセンター
		九四	午後一時三〇分から午後三時まで	宇部市北部総合支所
		九五	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	宇部市厚東ふれあいセンター
		九六	午後三時から午後三時三〇分まで	宇部市原ふれあいセンター
		九七	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	宇部市隣保館厚南会館
		九八	午前九時三〇分から正午まで	宇部市中央卸売市場
		九九	午後一時三〇分から午後三時まで	宇部市藤山ふれあいセンター
		一〇〇	午前八時三〇分から午前一〇時三〇分まで	宇部市地方卸売市場

(二一八) 一般競争入札の実施
次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成

- (二一七) 契約の締結
次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。
令和二年九月二十五日
山口県知事 村岡 嗣政
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総合企画部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
ネットワークパソコン用ソフトウェアライセンス 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和二年八月十八日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
リコージャパン株式会社 東京都港区芝三丁目八番二号
- 六 落札金額
五千六十九万八千五百六十円
- 七 入札公告日
令和二年七月七日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 調達方法
購入
 - (三) 落札方式
最低価格



七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和二年九月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

学習者用タブレット端末 九百五十台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

令和三年三月十九日

(四) 納入場所

山口県立岩国総合支援学校ほか十二箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和二年山口県告示第三十二号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和二年九月二十五日から同年十一月五日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

令和二年十一月四日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和二年十一月五日午前十時)

(四) 入札を執行する場所及び日時

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(五) 日時

令和二年十一月五日午前十時

(六) 入札保証金

免除する。

(七) 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否
要

(四) 契約保証金
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和二年十月二十六日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Name and quantity of the products to be purchased: 950 tablet devices for students
- (3) Delivery period: March 19, 2021
- (4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Iwakuni Special Needs School and 12 other places
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. November 4, 2020 (If brought in person: 10:00 A.M. November 5, 2020)